

諮問第八十二号

自動車運転による過失致死傷事犯等の実情等にかんがみ、事案の実態に即した適正な科刑を実現するため、早急に、罰則を整備する必要があると思われるので、別紙要綱（骨子）について御意見を承りたい。

別紙

要綱（骨子）

第一 自動車運転過失致死傷の罪の新設

自動車の運転に必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、七年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとする。

第二 危険運転致死傷の罪（刑法第二百八条の二）の改正

刑法第二百八条の二中「四輪以上の自動車」を「自動車」に改めるものとする。